

## よくある質問について

### 【手続きに関すること】

#### Q-1

自転車乗車用ヘルメット購入補助金はいつからか、また、補助金の受け取りはどうするのか

令和7年6月2日(月)午前9より電子申請にて申込を開始し、補助金の交付額と交付日が決定しましたら申請者へメールで「交付決定通知書」をお送りします。

通知した交付日以降「交付決定通知書」を印刷し、交付決定通知書に記載されている期日までに枚方交野交通安全協会枚方事務所までご持参ください。

#### Q-2

郵送での受付はしないのか

電子申請が難しい方は、交通対策課までご相談ください。

交通対策課の窓口にて電子申請の手続きをお手伝いします。

その際には、下記の①～④が必要です。

①令和7年6月1日以降に購入者及びヘルメット使用者が枚方市民であることを証明できる書類  
(マイナンバーカード、自動車運転免許証、住民票等)

※ 保険証、自動車運転経歴書等住所の記載、有効期限がないものは不可

②領収書またはレシートなど

(令和7年6月1日以降自転車乗車用ヘルメットを購入したことがわかるもの)

③購入したヘルメット(写真または現物)

④ヘルメットの安全基準がわかるもの(写真または現物)

#### Q-3

6月1日より前に自転車乗車用ヘルメットを購入しているが、補助金申込の対象になるか

購入日が令和7年6月1日以降のヘルメットが対象となるため、5月以前に購入されたヘルメットは対象にはなりません。

#### Q-4

クレジットカードで購入したが、申請はできるか

レシートを紛失したが申請できるのか

領収書またはレシートの他、令和7年6月1日以降自転車乗車用ヘルメットを購入したことがわかる記載が確認できるものであれば申請可能です。

また、レシートを紛失された場合、他に自転車ヘルメットの購入がわかるものがなければ申請はできません。

#### Q-5

店舗のポイントや割引サービスを受けても実質負担の購入費用が2,000円以上になる場合申請できるか

店舗のポイントや割引サービスを受けても、実質負担の購入額が2,000円以上の場合、申請可能です。

**Q-6**

**購入者が市外に在住で、枚方市内在住の者に自転車乗車用ヘルメットを購入したが、今回の補助金の申し込みはできるか**

申請者、ヘルメット使用者ともに枚方市民を対象としておりますので、申し込みはできません。  
 (例)・購入者が市外の祖父母で、使用者が市内の孫 ⇒ ×申請不可  
 ・購入者が市内の祖父母で、使用者も市内の孫 ⇒ ○申請可能  
 ※ただし、購入者と使用者ともに本人確認書類が必要です。

**Q-7**

**今回の補助対象となる安全基準以外の安全基準でも申し込みはできるか**

市ホームページ上で掲載している5種類を補助対象としております。それ以外は対象外です。

**Q-8**

**電子申請から「交付決定通知書」がメールで届くまでに、どのくらいの期間がかかるのか**

申し込みの件数により審査にどれだけの時間を要するのかが不確定ですが、おおむね1週間程度を想定しております。なお、申請開始時は申し込みが集中する可能性があるため、さらに時間を要する場合があります。

**Q-9**

**会社で購入する自転車乗車用ヘルメットの購入費用も補助されるのか**

本補助金は物価高騰による個人の負担軽減を目的とした国の財源を活用しているため、会社で購入するヘルメットは対象外です。

市民の方が通勤で使用される自転車乗車用ヘルメットを購入された場合は対象です。

**【事業に関すること】****Q-1**

**なぜ、自転車乗車用ヘルメットの購入補助をするのか**

令和5年4月1日に改正道路交通法が施行され、その中で、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。このことを受け、本市においても自転車利用の安全意識を向上させるため、周知啓発や交通安全教育に関係機関とともに取組んでまいりましたが、大阪府警察本部が実施した着用率調査では、本市の乳幼児等、自転車同乗者の着用率は約8割と高かった一方で、本人着用率は約1割との結果でした。

この結果をはじめ、地域の交通安全対策を担っていただいている交通対策協議会の支部長の方々や議会からのご意見を受け、枚方・交野、両警察署や枚方交野交通安全協会と協議を行い、努力義務化の法改正より約2年が経過する今、自転車乗車中の事故による被害の軽減を目的に、物価高騰に直面するヘルメットの購入者に対し購入額の一部を助成することとしたものです。

**Q-2**

**補助金の交付を銀行振込ではなく現金での手渡しにしたのはなぜか**

**補助金の交付を枚方交野交通安全協会が行うのはなぜか**

補助事業は枚方・交野、両警察署や枚方交野交通安全協会と連携しているもので、補助金の交付は協議の結果、枚方交野交通安全協会枚方事務所にて現金で交付することとなったものです。

本市としても、本事業の財源には物価高騰による負担を軽減する目的とした交付金を活用しており、より多くの方に補助金を交付できるように振込手数料等が不要な現金を手渡しすることとしました。

### Q-3

**申請時に大阪府自転車条例で自転車保険の加入が義務化されていると記載されているが、加入していないと罰則などがあるのか**

自転車保険への加入は、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により義務化されています。

罰則規定はありませんが、交通事故が発生した際に高額な賠償金が発生した事例もあることから、自転車を運転される方には保険への加入をお願いします。

○大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第十二条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 4 府及び交通安全団体は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

### Q-4

**本補助金は物価高騰による負担軽減を目的とした国の交付金を財源として活用しているが、今回の対象者を全市民としているのはなぜか**

事故が発生した際の被害を少しでも軽減することを目的に、より多くの方に自転車乗車用ヘルメットを着用していただくため、対象者を全市民に広げて実施しています。